

## 相模川流域下水道に関する規約・要綱の改正（案）について

### 1 改正の趣旨

- ・ これまで幹事会の承認事項として扱っていた協議会に付議する審議事項及び協議会へ報告すべき事項については、規約・要綱に定められていないため、事務局で協議会及び幹事会の役割分担を検討した結果、幹事会の所掌事務として明文化することとした。
- ・ 統一されていない字句の表記の修正を行う。

### 2 改正する規約・要綱

- ・ 相模川流域下水道事業連絡協議会規約
- ・ 相模川流域下水道事業連絡協議会 幹事会設置要綱

### 3 施行期日（予定）

- ・ 平成30年4月1日

### 4 協議会での採決方法

- ・ 軽易な改正であるため、別添議案（案）による改正を相模川流域下水道事業連絡協議会委員による書面決議で行う。

平成30年3月 日

平成29年度相模川流域下水道事業連絡協議会議案（案）

相模川流域下水道事業連絡協議会

## 目次

議案番号	議案件名	頁
議案第1号	「相模川流域下水道事業連絡協議会規約」の一部改正について	1
議案第2号	「相模川流域下水道事業連絡協議会 幹事会設置要綱」の一部改正について	7

## 議案第1号

「相模川流域下水道事業連絡協議会規約」の一部改正について

第9条第1項第4号及び第11条第4項中「附議」を「付議」に改める。

第11条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 幹事会は、協議会の審議事項及び協議会への報告事項について審議し、その結果を報告する。

### 附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

相模川流域下水道事業連絡協議会規約 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>第9条 協議会においては、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 協議会の事業計画に関すること。</p> <p>(2) 規約の改正に関すること。</p> <p>(3) 第3条に掲げる事項の大綱の決定に関すること。</p> <p>(4) 幹事会に付議すべき事項</p> <p>(5) その他会長が必要と認めた事項</p> <p>第11条 協議会に幹事を置く。</p> <p>2 幹事は、県、関連市町及び公益財団法人神奈川県下水道公社から推薦された者について会長が委嘱する。</p> <p>3 幹事会は、会長が招集する。</p> <p>4 幹事会は、協議会から付議された事項を調査研究し、その結果を協議会に報告する。</p> <p>5 幹事会は、協議会の審議事項及び協議会への報告事項について審議し、その結果を報告する。</p>	<p>第9条 協議会においては、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 協議会の事業計画に関すること。</p> <p>(2) 規約の改正に関すること。</p> <p>(3) 第3条に掲げる事項の大綱の決定に関すること。</p> <p>(4) 幹事会に附議すべき事項</p> <p>(5) その他会長が必要と認めた事項</p> <p>第11条 協議会に幹事を置く。</p> <p>2 幹事は、県、関連市町及び公益財団法人神奈川県下水道公社から推薦された者について会長が委嘱する。</p> <p>3 幹事会は、会長が招集する。</p> <p>4 幹事会は、協議会から附議された事項を調査研究し、その結果を協議会に報告する。</p>

# 1 相模川流域下水道事業連絡協議会規約

(改正後の全文)

(設 置)

第1条 神奈川県及び相模川流域下水道事業に関連する別表第1の市町及び公益財団法人神奈川県下水道公社は、相模川流域下水道事業連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 この協議会は、相模川流域下水道事業を促進し、その円滑な運営を期することを目的とする。

(業 務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を審議する。

- (1) 相模川流域下水道建設の推進に係る諸問題の調整に関すること。
- (2) 相模川流域下水道建設後の維持管理に関すること。

(組 織)

第4条 この協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 神奈川県知事
- (2) 関連地方公共団体の長及び神奈川県の関係部長のうち別表第2の職にある者
- (3) 公益財団法人神奈川県下水道公社理事長

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名

2 役員は委員の互選とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は直ちに補充する。
- 3 補充役員の仕事は、前任者の残存期間とする。

(協議会の仕事)

第8条 協議会の仕事は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎年1回会長が招集する。
- 3 臨時会は、必要の都度会長が招集する。
- 4 仕事の仕事は、会長とする。
- 5 会長が必要と認めた者は、協議会に出席し意見を述べることができる。

(協議会の仕事)

第9条 協議会においては、次の事項を審議する。

- (1) 協議会の仕事計画に関すること。
- (2) 規約の改正に関すること。
- (3) 第3条に掲げる事項の大綱の決定に関すること。
- (4) 幹事会に付議すべき事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(議 決)

第10条 会議は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(幹事及び幹事会)

第11条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、県、関連市町及び公益財団法人神奈川県下水道公社から推薦された者について会長が委嘱する。

3 幹事会は、会長が招集する。

4 幹事会は、協議会から付議された事項を調査研究し、その結果を協議会に報告する。

5 幹事会は、協議会の審議事項及び協議会への報告事項について審議し、その結果を報告する。

(事務局)

第12条 この協議会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課内に置く。

2 事務局に事務局長1名、書記若干名を置き、会長が委嘱する。

3 事務局長は、会長の命を受け、協議会の事務処理を総括する。

4 書記は、事務局長の命を受け、協議会の事務に従事する。

(事業年度)

第13条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、昭和43年11月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

平塚市  
藤沢市  
茅ヶ崎市  
相模原市  
厚木市  
伊勢原市  
海老名市  
座間市  
綾瀬市  
寒川町  
大磯町  
愛川町

別表第2

神奈川県総務局財政部長  
神奈川県政策局自治振興部長  
神奈川県環境農政局環境部長  
神奈川県県土整備局河川下水道部長





## 議案第2号

「相模川流域下水道事業連絡協議会 幹事会設置要綱」の一部改正について

第2条第1項第2号を第3号とし、第3号を第4号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 協議会に付議する審議事項及び協議会に報告すべき事項に関すること。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

相模川流域下水道事業連絡協議会 幹事会設置要綱 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>第2条 幹事会の所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 協議会から付議された事項の調査研究に関すること。</p> <p>(2) <u>協議会に付議する審議事項及び協議会に報告すべき事項に関すること。</u></p> <p>(3) <u>調査研究のため専門分科会を設置すること。</u></p> <p>(4) <u>その他目的達成のために必要な事項及び情報交換に関すること。</u></p>	<p>第2条 幹事会の所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 協議会から付議された事項の調査研究に関すること。</p> <p>(2) <u>調査研究のため専門分科会を設置すること。</u></p> <p>(3) <u>その他目的達成のために必要な事項及び情報交換に関すること。</u></p>

## 2 相模川流域下水道事業連絡協議会 ・幹事会設置要綱

(改正後の全文)

(目的)

第1条 この要綱は、相模川流域下水道事業連絡協議会（以下「協議会」という。）から付議された事項を調査研究し、その結果を協議会に報告することなど、流域下水道事業の促進を図り、その円滑な運営を期するため、相模川流域下水道事業連絡協議会・幹事会（以下、「幹事会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 協議会から付議された事項の調査研究に関すること。
- (2) 協議会に付議する審議事項及び協議会に報告すべき事項に関すること。
- (3) 調査研究のため専門分科会を設置すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項及び情報交換に関すること。

(招集及び議長)

第3条 会議は協議会会長が招集し、その議長は流域関連市町の委員の中から持ち回りで充てるものとする。

(議長の責務)

第4条 議長は会議を進行し、必要に応じて協議会に決定事項を報告するものとする。

(庶務)

第5条 この幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱の定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項はこの幹事会で定める。

附 則

1 この要綱は、昭和43年11月8日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成11年6月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年11月4日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。